

## 工事請負契約における入札契約制度の見直しについて

建設業法等の改正に伴い、原則として建設業法等と同様の取扱いとしている本市発注の工事請負契約について、次のとおり取扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。

### 1 請負代金額基準の変更について

#### (1) 変更内容

##### ①特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請契約の請負代金額の下限

旧 4,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）

**新 5,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）**

##### ②主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限

旧 4,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）

**新 4,500万円（建築一式の場合は、9,000万円）**

#### (2) 実施時期

##### 令和7年2月1日

※ 建設業法施行令改正後の令和7年2月1日以降は、請負契約の時点に関わらず、全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

※ 令和7年2月1日以降、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについては、工事担当課と受注者の当事者間で協議を行ってください。この際、工事の継続性、品質確保等に支障がないように対応していただきますようお願いいたします。

### 2 監理技術者等の専任義務の合理化について

上記法令改正による監理技術者等の専任義務の合理化については、令和6年12月18日付け「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知及び監理技術者等の専任義務に係る合理化等について」にてお知らせしたところですが、本市では「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和6年12月13日国不建技第123号）」に倣い、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第1号により専任義務を緩和する場合を「専任特例1号」、同項第2号により専任義務を緩和する場合を「専任特例2号」と呼ぶものとします。これに伴い、本市ホームページ等で「特例監理技術者」と記載のあるものは、当面の間「専任特例2号による監理技術者」と読み替えていただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

川崎市財政局資産管理部契約課

土木契約係 電話：044-200-2099

建築契約係 電話：044-200-2101

各係共通 FAX：044-200-9901

E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp